

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会  
第6回会合

# 過去に行われた建築規制と 現在の建築基準法による措置

1. 1933年昭和三陸地震後に行われた建築規制 p1～p3
2. 建築基準法に基づく災害危険区域について p4～p5

# 1933年昭和三陸地震後に行われた建築規制①

## 宮城県令による建築禁止措置

1933年昭和三陸地震後、宮城県では県令で7村25地区を建築禁止区域に指定し、住宅の建築を禁止した。

### 海嘯罹災地建築取締規則(昭和八年六月三十日宮城縣令第三十三號)

第一條 昭和八年三月三日ノ海嘯罹災地域並海嘯罹災ノ虞アル地域内ニ於テハ知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ住居ノ用ニ供スル建物(建物ノ一部ヲ住居ノ用ニ供スルモノヲ含ム以下同シ)ヲ建築スルコトヲ得ス

前項ノ地域ハ知事之ヲ指定ス

建物ノ用途ヲ新ニ定メ又ハ變更ノ上住居ノ用ニ供スルトキハ住居ノ用ニ供スル建物ヲ建築スルモノト看做ス

(出典)宮城県昭和震嘯誌

### 宮城県において建築禁止区域を指定した村

坂本村坂元、本郷	歌津村字田ノ浦、上ノ山、南ノ澤
大原村大字谷川濱	歌津村字港
大原村大字鯨浦	小泉村字二十一濱
十五濱村雄勝濱	唐桑村大字唐桑東舞根、西舞根
十五濱村船越濱字荒	唐桑村大字唐桑字浦
十五濱村船越濱	唐桑村大字唐桑字宿浦
十三濱十ヶ村濱相川	唐桑村大字唐桑字小鱈
歌津村中山、馬場	唐桑村大字小原木字只越、唯越
歌津村名足	唐桑村大字小原木字竹神及出山
歌津村字石濱	

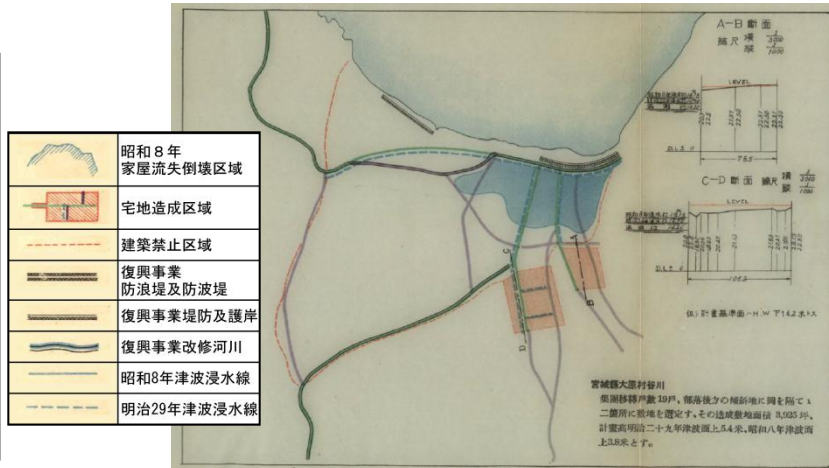
(出典)内務省「三陸津浪に因る被害町村の復興計畫報告」(昭和9年3月)

## 大原村大字谷川濱(石巻市)

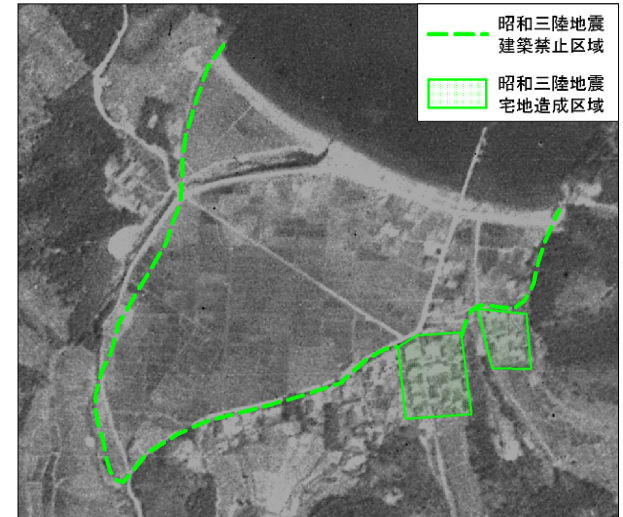
建築禁止区域がかけられた地域の後方に宅地造成が行われ、住宅が建設されている。

集団移轉戸數19戸、部落後方の傾斜地に岡を隔て2箇所敷地を選定す。その造成敷地面積3925坪計畫高明治29年津波面上5.4m、昭和8年津波上3.8mとす。

(出典)内務省「三陸津浪に因る被害町村の復興計畫報告」(昭和9年3月)



内務省「三陸津浪に因る被害町村の復興計畫報告」(昭和9年3月)



米軍撮影の空中写真(昭和22年4月):国土地理院提供

# 1933年昭和三陸地震後に行われた建築規制②

## 建築禁止区域に住宅建築する場合の要件

1933年昭和三陸地震後に行われた建築禁止区域に住宅を建築する場合は、一定の要件<sup>(※)</sup>を満たし、知事の認可を受ける必要があった。

(※)地上げなどの措置や住宅の構造的要件

海嘯罹災地建築取締規則(宮城県令第三十三號、昭和八年六月三十日)  
 第二條 前條ノ場合住居ノ用ニ供スル建物ノ敷地並構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ  
 一、建物ノ敷地ハ安全ト認メラルル高サ迄地揚ヲ爲スコト  
 二、建物ノ腰積ヲ設ケ又ハ之ニ代ルヘキ基礎ヲ設クルコト  
 三、建物ハ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ前號ノ腰積又ハ基礎ニ緊結スルコト  
 四、建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ燧材ヲ使用スルコト  
 五、建物ニハ適當ニ筋違又ハ方杖ヲ設クルコト  
 土地ノ状況ニ依リ支障無シト認ムルトキハ前各號ノ制限ニ拘ラス認可スルコトアルヘシ

(出典)宮城県昭和震嘯誌

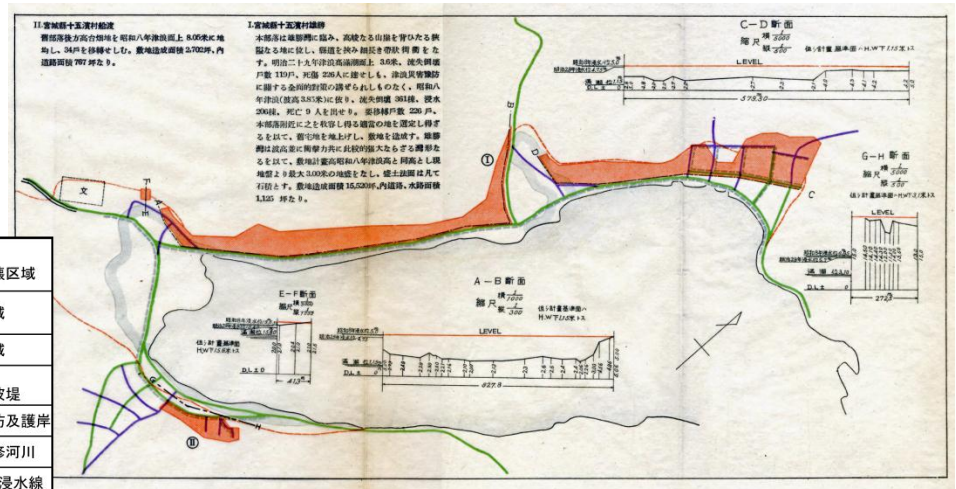
### 十五濱村雄勝濱(石巻市)

当時の復興計画(右図)をみると、建築禁止区域の中で宅地造成が行われている。

高地の宅地造成の適地がないので元屋敷を地上げして宅地造成を計った。すなわち、昭和8年の波高と同高とするため、低地地盤より最大3mの盛り土をして15520坪の宅地造成を実施して被災低地を住家建築禁止地区とした。

(出典)建設省国土地理院『チリ地震津波調査報告書』(1961)/p.71

	昭和8年 家屋流失倒壊区域
	宅地造成区域
	建築禁止区域
	復興事業 防浪堤及防波堤
	復興事業堤防及護岸
	復興事業改修河川
	昭和8年津波浸水線
	明治29年津波浸水線



内務省「三陸津浪に因る被害町村の復興計畫報告」(昭和9年3月)

### ※宮城県令の廃止について

この建築規制に関する取締規則は今では存在しないが、廃止された記録もない。昭和25年の建築基準法施行後、市町村が災害危険区域を指定し、住宅建築を制限できるようになり、役割を終えたと推測される。

(宮城県への確認による)

県会議長畠山和純氏の調べた所によると、「昭和29年に初めて編纂された宮城県例規集にはこの県令の記載がないことから、昭和8年より昭和29年までの間に何らかの廃止の取り扱いとされていることとなった」そうです。

出典:三陸地方の津波の歴史 首藤伸夫(土木学会海洋工学委員会東北地方太平洋沖地震津波情報)

# 1933年昭和三陸地震後に行われた建築規制③

## 津波危険地域における住宅の変遷

### 十五濱村雄勝濱(石巻市)

- ・1933年昭和三陸地震後に盛り土した地区は被害がなかったが、戦後、低地への建築した住宅は1960年チリ地震津波で被害を被った。
- ・1933年昭和三陸地震後に盛り土した高さまで海岸通りを引き上げるとともに、護岸、防潮堤をかさ上げするなどの対策を行った。

(参考)災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1960チリ地震津波

チリ地震津波は約4mの波高で来襲したので、地盛上の住宅は無事であったが、低地上の建物は全壊及び流失87戸、半壊90戸、床上浸水191戸、の多きに達した。

(出典)建設省国土地理院『チリ地震津波調査報告書』(1961)/p.71

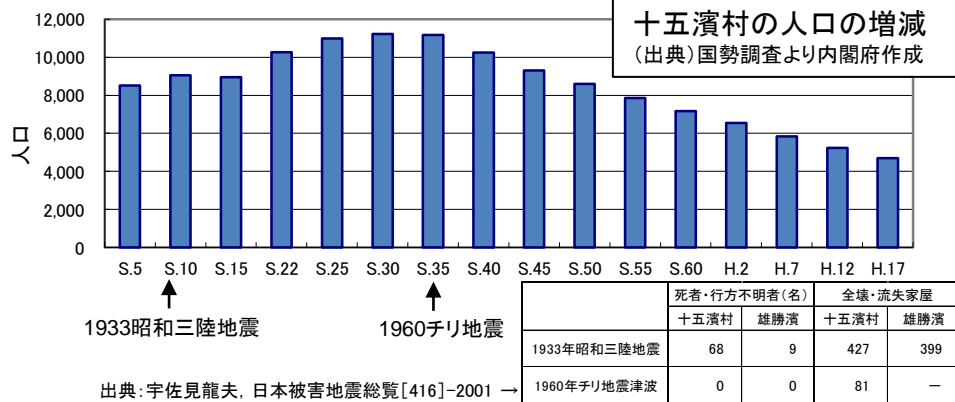
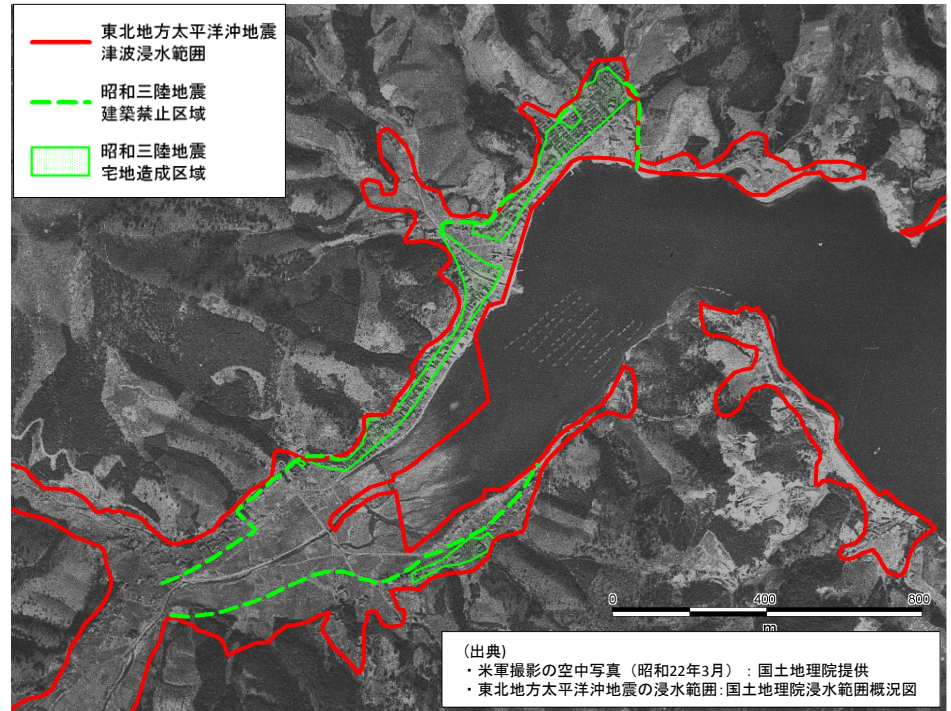
- ・今回の津波により 1933年昭和三陸地震後にかさ上げた場所までも含め、すべての地域で津波の被害を被った。

### (参考)高地移転後の低地への復帰

1933年昭和三陸地震後に高地移転を行った釜石市唐丹村本郷地区においても昭和27年には、被害を受けた低地に住み始めたと報告されている。この原因・特徴は下記としてまとめられている。

- (1) 移転地での人口支持力が飽和状態になり始めている(分家による戸数増加)。
- (2) 防波堤・防潮林等を作ると心安く定住してしまう。
- (3) 津波被害経験のない移入者は原地に移住しやすい。

(出典)釜石市唐丹本郷での津波による高地移転の歴史と移転度の住宅移動調査(今村文彦、伊藤秋彦、高橋智幸、長尾正之、首藤伸夫)



# 建築基準法に基づく災害危険区域について

## 【災害危険区域の指定状況】

- ・建築基準法第39条に基づき、地方公共団体が条例で、津波、高潮、出水等による危険が著しいために建築物の建築に適しない場所を災害危険区域として指定することができる。
- ・災害危険区域は、通常建築の禁止または制限を含んだ概念として用いられる。
- ・35府県及び63市町村において条例で災害危険区域を指定している(平成23年2月時点)。

## 【罰則の規定状況】

- ・建築基準法第106条に基づき、地方公共団体が条例で、災害危険区域に指定した地区において建築物の建築の禁止及び建築に関する制限を違反した者に対し、50万円以下の罰金に処する旨の罰則規定を設けることができる。
- ・前述の災害危険区域を指定した府県及び市町村のうち、35府県及び28市町村で罰則を規定している。
- ・津波を災害事象とする災害危険区域で罰則を設けている市町村はない。災害事象毎に集計すると下表のとおり。

	罰則の有無					罰則の有無			
	有		無			有		無	
	府県	市町村	府県	市町村		府県	市町村	府県	市町村
急傾斜地崩壊	34	25	0	6	土石流	2	0	0	1
出水	1	4	0	21	落石	1	2	0	0
地すべり	9	0	0	3	がけ崩れ	2	0	0	0
津波	0	0	0	3	その他	5	0	0	3
					合計	54※	31※	0	37

※府県及び市町村の中には、複数の災害事象に対し災害危険区域を指定しているところもあるため、合計が35府県及び28市町村と一致しない。

# (参考) 建築基準法第39条及び第106条 条文

## 第三十九条 災害危険区域

### 第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備

(災害危険区域)

**第三十九条** 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

- 建築基準法第39条は、法制定時より規定されている条項
- 三陸のように常に津波の脅威にさらされるところであるとか又は河川の流域で常に洪水の被害を受けるといような区域を対象にするもの
- 実際問題としては、この指定は仲々むづかしい問題で、しかもその地方自身の問題もあるので区域の指定も又区域内の災害防止上必要な建築物の制限等についても、すべて条例に委任している

出典：建築基準法令解説(社団法人日本建築学会、昭和25年11月)

## 第一百六条 罰則

### 第七章 罰則

**第一百六条** 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第二項(これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二(第八十七条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条第一項(第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八條の二第一項(第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八條の九第一項(第八十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十八條の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

- 地方公共団体の条例における罰則規定に関しては、地方自治法第十四条第三項により、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役もしくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または五万円以下の過料を科する規定を設けることができる
- ただし、他の法令に特別の定めがある場合においては当該法令の定めるところによるから、建築基準法は第一百六条において特別の定めをしているので、その限りにおいて地方自治法第十四条第三項の規定は排除される
- 建築基準法第一百六条では、記載の条文に関する条例において、「これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。」とされていることから、これらの条例において、懲役、禁錮、拘留、科料、没収、過料の刑を科する旨を設けることはできない

出典：建築基準法質疑応答集(建築基準法研究会編)